新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等の サービス提供体制確保事業に関する緊急要望

国は、「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」において、通常の介護サービスの提供では想定されない「かかり増し経費」への補助について、令和5年5月の感染症法上の位置付けの変更後も当面継続するとの方針を示し、その後、9月には、10月以降も補助を継続するとの方針を示したことから、各都道府県は、介護サービス事業所・施設からの申請受付を開始したところです。

しかしながら、11月、国は、従来の地域医療介護総合確保基金による全額負担ではなく、介護保険事業費補助金により「予算の範囲内で内示を行う予定」とするとともに、令和6年1月以降の受付分は「予算残額が発生した場合」に限り対応することとし、方針を変更しました。

介護サービス事業所・施設においては、利用者が安心してサービスを利用できるよう、物価や人件費の高騰などの厳しい経営状況の中で、新型コロナウイルス感染症の流行に備え万全の対策を講じてきているところであり、そのために必要な消毒・清掃の費用、施設内での療養に要する経費などは、既に発生しています。

このため、以下のとおり要望します。

記

- 1 サービス提供体制確保事業にかかる国庫補助所要額について、令和6年1月以降に受け 付ける分を含めて、令和5年度発生分は全額交付すること
- 2 令和5年12月までに都道府県が受け付けた分について、各事業所等に迅速に補助金を 交付できるよう、補助内示を早期に行うこと

令和6年1月19日 厚生労働大臣 武見 敬三 殿

埼玉県知事大野元裕千葉県知事熊谷俊人東京都知事小池百合子神奈川県知事黒岩祐治